

検体と本紙が同封されたことをもちまして、本規約に同意していただいたものと判断いたします。

GME 医学検査研究所の郵送検査サービス(以下郵送検査サービス)の利用を希望される方(以下利用者)は、以下の規約に御同意いただいたものとします。本規約の中の郵送検査サービスは、GME 医学検査研究所(以下提供者)が監修・運営管理を行います。

郵送検査サービスは、以下の内容で構成されています。

検体採取セット	検体採取セットに付加されるサービスの内容
(1) 検体採取用具	(1) 検体採取用具の配送
(2) その他の付属品	(2) 検体検査
	(3) 検査結果報告

#### ■第1条(利用者の事前同意)

1. 郵送検査サービスの結果に対するコメントは確定診断ではありません。提供者は利用者の疾病に対する一切の責は負わないものとします。疾病に不安の方は医師による診察・診断をお勧めします。
2. 郵送検査サービスは、医療機関以外での検体採取による判定検査です。郵送検査サービス利用者は、自己の責任に於いて自己採取を行ってください。医療法により他人の採取を行ってはけません。
3. 検査完了後の採り直しキットの送付は行っていません。
4. 検体採取キットはご注文日より、6ヶ月以内にご返送ください。6ヶ月を経過したのものに関してはサービスの保証は致しかねます。
5. 検体検査は、提供者またはその指定する検査機関で行います。
6. 利用者の検査結果は、所定の検査所要日数を経過後に提供者から郵送されます。状況によって所要日数より遅れる場合もあります。
7. 検査結果については、商品および検査サービスの向上のため収集・公表(学会発表等)する場合があります。収集した情報は分析、統計を主としたものであり、お客様の個人を特定するものではありません。
8. 提供者は、常に個人情報の取り扱いに十分留意し、法令を遵守するものとします。
9. 法人・団体での申込みの場合、提供者が必要と認めた場合や申込者である法人・団体より要請がある場合は、個人情報を団体・法人に報告いたします。

#### ■第2条(郵送検査サービス利用申込み)

利用者は、郵送検査サービスを利用するため、本規約を承諾の上、提供者が定める方法により郵送検査サービス利用申込みを行ってください。利用者は、本規約のすべてを遵守することを前提とします。

#### ■第3条(検査申し込み用紙の誤記)

1. 検査申し込み用紙に誤記があった場合、これによって郵送検査サービスの運営上生じた問題に関して、提供者は一切その責を負わないものとします。
2. 検査申し込み用紙に誤記があった場合、利用者は、速やかにその旨を提供者へ通知するものとします。

#### ■第4条(利用者の責任)

利用者は、本規約に定める事項を遵守すると共に、下記の行為は行わないものとします。

1. 利用者が、郵送検査サービスの郵送検査を受ける際、所定の申し込み記入欄に虚偽内容を記載をする行為
2. 郵送検査サービスにより利用できる情報の改竄
3. 有害なコンピュータープログラム等を送信し、書き込む行為
4. 提供者又は、それから受託している第三者の著作権、知的財産商標権等を侵害、又は侵害する恐れのある行為
5. 郵送検査サービスを第三者に転売する行為
6. 郵送検査サービスの運営を妨げる行為、又はその恐れのある行為
7. 他者になりすまして郵送検査サービスを利用する行為
8. 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為
9. その他法令に違反する行為又は提供者が不適当と判断する行為

#### ■第5条(利用者情報の取り扱い等)

提供者が保有する利用者情報については、個人情報に適用される法令を提供者は、遵守します。

1. 利用者は、提供者が郵送検査サービスの業務の一部を委託した業者又は所属する団体等に、委託業務の処理に必要な範囲で利用者が第1条によって、郵送検査サービスに申し込んだ情報を使用されることに同意するものとします。
2. 提供者は、本条1項及び2項の情報を個人情報として秘密に管理するものとします。但し、下記の場合は、第三者への提供ができるものとします。
  - (1) 利用者の事前の了承が得られた時
  - (2) 利用者から開示を求められたとき
  - (3) 法令等により開示を求められたとき
  - (4) 第1条9項に記す、申込者である団体・法人から要請があったとき
  - (5) 本規約に基づく場合
3. 提供者は、第1条によって利用者が郵送検査サービスに登録し、届け出た情報は、提供者に営業上もしくは郵送検査サービスに付随する次回のご利用もしくは新たな検査に関するご案内等に利用することが出来るものとします。

#### ■第6条(本規約の変更)

提供者は、利用者の承諾を得ることなく、利用者に通知することにより本規約を変更できるものとします。改訂された本規約は通知した時点で効力が発生します。尚、提供者の WEB サイト上でも公表いたします。

#### ■第7条(サービスの一時中断・停止)

1. 提供者は、サービス提供に品質維持向上のため、郵送検査サービス環境の保守点検、設備更新、運営上の必要性が認められたとき、その目的達成のため郵送検査サービスの一時中断、停止・変更することがあります。又、天変地異や不可抗力による災害のため郵送検査サービスの一時中断・停止・変更することがあります。これによる利用者の損害については提供者の責めは負わないものとします。
2. 提供者は、営業上その他の理由により予告なく郵送検査サービスの廃止を行うことがあります。

#### ■第8条(免責責任)

利用者が郵送検査サービスを通じ知り得る情報等について、その有効性等について提供者はいかなる保障も行いません。又、これらに起因して生じる利用者の損害に対して一切の責任は負いません。

#### ■第9条(瑕疵担保責任)

1. 利用者は、万一検体採取キットに品質上の問題が発生した場合は、検体採取キット受領 14 日間以内に提供者に通知するものとします。その期間を超えた場合は、提供者は保証しかねます。
2. 上項による返品は、提供者にて負担いたしますので着払いにて提供者宛にご返品ください。

#### ■第10条(クーリングオフ)

郵送検査サービスのクーリング・オフは、検体採取キット到着後、14 日間以内に申し入れがあった場合にのみ適用といたします。尚、利用者により検体採取キットの返却後、使用の痕跡が認められた時は、この条文は規定外とします。クーリング・オフによる検体採取キットのご返送に係る輸送費は利用者のご負担とします。

#### ■第11条(郵送検査サービスの仕様変更)

検体採取キットや検査方法又は郵送検査サービスの仕様、サービス内容等々は予告なく変更する場合があります。

#### ■第12条(合意管轄)

郵送検査サービスの利用に関して利用者と提供者で生じた紛争については、前橋地方裁判所高崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。